

PTA会則の変更について

第6号議案
2026/4/27

1. 変更の背景について

現行の会則は、過去の運営実態に基づいたものとなっており、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化が進む現状との乖離が顕著になっています。特に、以下の課題が深刻化しています。

- ・特定の保護者（正副委員長等）への過度な負担集中による、なり手不足。
 - ・固定的な委員会組織による、活動の硬直化と本部役員の人手不足。
 - ・会員・非会員の別に関わらず、全ての児童に対して平等な支援を行うための財源確保と、活動の自発性の両立。
- これらの課題を解決し、PTA活動を持続可能なものとするため、組織体制および会費のあり方を抜本的に見直すべく、本改定を提案いたします。

2. 主な変更点

組織のスリム化：実情に合わせて役員定数規定を削除し、正副委員長制および常置委員会を廃止・統合します。今後は活動単位で協力者を募る体制へ移行します。
名称および運用の変更：「会費」を「PTA活動費」に改称します。全児童へ等しく支援を行う実態に合わせて、費用は全保護者に協力を仰ぐ一方、運営（入会）については希望制を堅持し、強制力のないボランティアベースの組織へと再編します。

八王子市立第七中学校PTA会則 新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>第6条 役員</p> <p>本会に次の役員をおく。</p> <p>イ、会長 1名（保護者）</p> <p>ロ、副会長 3名（保護者 2・副校長 1）</p> <p>ハ、会計 3名（保護者 2・教職員 1）</p> <p>ニ、書記 3名（保護者 2・教職員 1）</p> <p>但し、若干の増員は妨げない。</p>	<p>第6条 役員</p> <p>本会に次の役員をおく。</p> <p>イ、会長（保護者）</p> <p>ロ、副会長（保護者・副校長）</p> <p>ハ、会計（保護者・教職員）</p> <p>ニ、書記（保護者・教職員）</p> <p>但し、若干の増員は妨げない。</p>	(削除)
<p>第12条 運営委員会</p> <p>運営委員会は本会の役員、正・副委員長、学校長及び関係教職員をもって構成され、主な任務は次の通りとする。</p>	<p>第12条 運営委員会</p> <p>運営委員会は本会の役員、各委員会代表者、学校長及び関係教職員をもって構成され、主な任務は次の通りとする。</p>	(変更)
<p>第13条 常置委員会</p> <p>1. 本会の目的を達成する為、下記の委員会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成人教育委員会 ・ 校外生活委員会 ・ 広報委員会 ・ 学年委員会 ・ 役員選出委員会 <p>3. 正・副委員長は前項で選出された委員より互選される。</p> <p>4. 各委員会は委員長がこれを招集し、運営委員会の承認を得て行事を行う。</p>	<p>第13条 常置委員会</p> <p>1. 本会の目的を達成する為、下記の委員会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校外生活委員会 ・ 広報委員会 ・ 学年委員会 	(削除)
<p>第15条 会費</p> <p>本会の会費は一世帯あたり月額200円、8月分を除く年額2,200円とし、一括納入する。ただし、転入の場合、以下の通りとする。</p> <p>1. 転入時：転入した月から3月までの月数分を一括納入する。</p> <p>2. 転出時：転出する月の翌月から3月までの月数分を一括返納する。</p>	<p>第15条 活動費</p> <p>本会の 活動費は各家庭より徴収し、生徒および学校活動へ適用する。</p>	(変更)
<p>第16条 会計</p> <p>本会の会計は総会により議決された予算に基づいて執行され、その経費は会費及びその他の収入をもって支弁する。</p>	<p>第16条 会計</p> <p>本会の会計は総会により議決された予算に基づいて執行され、その経費は活動費及びその他の収入をもって支弁する。</p>	(変更)
<p>第18条 会計監査</p> <p>2. 会計監査委員は総会により選出され、他の役員及び委員長・副委員長を兼任することはできない。</p>	<p>第18条 会計監査</p> <p>2. 会計監査委員は総会により選出され、他の役員及び委員を兼任することはできない。</p>	(変更)
<p>第33条 会則の変更</p> <p>本会則を改正する時は、総会の決議を経なければならない。但し、改正案の提出については、予めその内容を全会員に通知しておかなければならない。また、緊急止むを得ない場合に限り、運営委員会を開催し総会に代えることができる。その場合は、事前に開催通知等で審議内容を予告し、次期総会にて報告する必要がある。</p>	<p>第33条 会則の変更</p> <p>本会則の改正は、総会の決議を経なければならない。ただし、改正案の提出にあたっては、予めその内容を全会員に通知しなければならない。また、緊急かつやむを得ない場合に限り、運営委員会の決議をもって総会の決議に代えることができる。この場合、事前に開催通知等で審議内容を予告するとともに、改正の内容については次期総会において報告しなければならない。</p>	(変更)
<p>慶弔規則 第2条</p> <p>慶弔の内容は次の通りとする。</p> <p>1. 会員と生徒</p> <p>死亡 10,000円</p> <p>2. 教職員</p> <p>イ、結婚（本人） 10,000円</p> <p>ロ、死亡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 花輪一基と香科 10,000円 （配偶者・子・父母等は3.参照） <p>ハ、<u>紅白浪々員親別</u> 3,000円</p>	<p>慶弔規則 第2条</p> <p>慶弔の内容は次の通りとする。</p> <p>1. 会員と生徒</p> <p>死亡 10,000円</p> <p>2. 教職員</p> <p>イ、結婚（本人） 10,000円</p> <p>ロ、死亡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 花輪一基と香科 10,000円 （配偶者・子・父母等は3.参照） 	(削除)